

令和5年度(令和4年度分) 指定管理者評価表【基本事項】

1. 指定管理施設及び指定管理者概要

施設名称	周南市新南陽総合福祉センター			所管課	地域福祉課 ☎ 22-8462
所在地	周南市古川町1番17号				
設置年月日	平成7年7月				
設置目的	地域における福祉活動の拠点として市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る。				
施設概要	建物構造：鉄筋コンクリート造り3階建て 延床面積：1,958平方メートル				
指定管理者	名称	社会福祉法人 周南市社会福祉協議会			
	代表者	会長 佐原 昌弘			
	所在地	周南市速玉町3番17号			
	連絡先	電話	0834-22-2115	E-mail	kanri@shunan-shakyo.or.jp
		ホームページアドレス	http://www.shunan-shakyo.or.jp		
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日			年数	5年間
募集方法	非公募		料金制度	使用料	
指定管理の主な業務	(1) 各種の研修及び相談事業に関すること。 (2) 各種福祉団体及びボランティアの育成並びに支援に関すること。 (3) コミュニティ活動に関すること。 (4) 施設の維持・管理				

2. 施設の運営状況

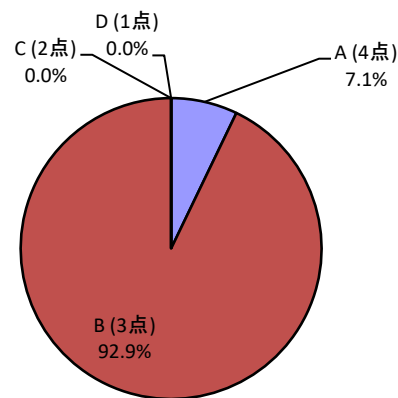
目標管理	目標指標名		年度		R4年度	R5年度	
	延べ利用者数(人)			目標値		15,000	15,000
		実績値		12,519	—		
施設の稼働状況	利用区分等		利用目標	単位	利用実績	単位	稼働率(%)
	延べ利用者数(令和4年度)		15,000	人	12,519	人	
指定管理業務に係る収支状況	項目		収支計画額(円)		実績額(円)		
	収入	指定管理料	26,888,000		26,888,000		
		利用料金収入	0		0		
		その他の収入	0		0		
		計	26,888,000		26,888,000		
	支出	人件費	4,363,000		4,310,488		
		物件費	11,827,000		11,028,513		
		委託料	9,401,000		8,801,936		
		その他	1,750,000		941,200		
		計	27,341,000		25,082,137		
参考	使用料収入	0		745,540			
	自主事業収入	0		0			
	自主事業経費	0		0			

令和5年度(令和4年度分) 指定管理者評価表【評価】

施設名		周南市新南陽総合福祉センター	
指定管理者名		社会福祉法人 周南市社会福祉協議会	
項目	評価内容	評価事項・不適切事項等	評価
全体	目標の達成状況	施設管理における不適切事項等は確認されず、安定した指定管理体制が整えられている。目標の達成状況については、昨年度の実績を上回っており、目標数値の達成には至っていないものの、施設の稼働状況も回復傾向にあることから、目標値の達成も期待できる。	B
組織	体制・人事	事業計画書に記された通り適正に人員が配置され、施設運営に取り組んでいる。	B
業務	業務の運営	施設利用許可に関する業務、施設維持管理に関する業務などが適切に行われ、各種福祉団体・コミュニティ活動の支援が行われている。	B
	施設の稼働状況	目標値には達していないものの昨年度より利用者が増えており、徐々に新型コロナウイルス感染症の影響が小さくなっていると考えられる。	B
	施設の維持管理(清掃等)	定期的な清掃により、施設が清潔に保たれている。利用者アンケートでも、「いつもきれいにされていて気持ち良い。」という意見が寄せられている。	B
	施設の維持管理(点検・修繕等)	各種法定点検やその他点検を着実に実施し、修繕箇所については市と連携しながら適切に対応を行っている。	B
	緊急時の対応方法	火災・事故・災害時の対応マニュアルが整備されており、緊急時の連絡体制も構築されている。	B
工夫	サービス向上及び経営改善に関する取り組み	利用者への声掛けなどを行い距離を縮めることにより、指定管理者として利用者に信頼される施設運営が行われ、施設が地域の福祉拠点としての役割を果たしている。利用者アンケートでも、「感謝している」という意見が寄せられている。	B
広報	PR・情報提供の実施状況	周南市社会福祉協議会ホームページ内に新南陽総合福祉センター専用の紹介ページを作成し、PRに取り組んでいる。ページ内容の更なる充実が今後の課題である。	B
相談・連携	苦情処理の状況	苦情に対しては、新南陽総合福祉センターだけでなく、周南市社会福祉協議会全体で対応する体制が整えられている。	B
	情報共有	平時から市と指定管理者との間の連絡を密に行っており、障害・緊急的な修繕の発生などのトラブル発生時には、両方で連携して対応する体制が整えられている。	B
モニタリング	指定管理経費の経理事務の状況	指定管理に係る会計は、周南市社会福祉協議会により適正に経理処理をされている。使用料の報告も適切に行われ、使用料の未納も発生していない。	B
	利用者満足度調査における施設満足度	ほぼ全ての項目で、「非常に満足」「おおむね満足」という回答が9割を超えており、利用者から非常に高い評価を受けている。また、個別に寄せられた意見について、指定管理者で対応できるものは独自に対応するなど、調査結果が施設運営に反映されている。	A
	書類の作成・提出	事業計画書・月次報告書・年次報告書が適切に作成され、期限内に市に提出されている。	B
評価コメント	<p>新南陽総合福祉センターは、地域の福祉活動・市民活動の拠点として設置された施設であり、館内には社会福祉協議会新南陽支部をはじめ、周南西部地区地域包括支援センターや他法人が運営する新南陽デイサービスセンターが併設されているなど、複合的な地域福祉機能を抱えた施設となっている。貸館における施設の利用も、福祉団体や地区コミュニティ団体、サークルグループ、個人など多岐に渡っている。</p> <p>貸館という業務の形態上、指定管理者自らが施設の稼働率・利用者数を向上させることが困難であるが、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に小さくなり、福祉活動やコミュニティ活動が活発になれば、コロナ前の水準で安定した施設利用があると見込まれる。</p> <p>指定管理者としての指定期間は令和8年度までなので、引き続き利用者に信頼される安定した施設運営に取り組んでいただきたい。</p>		<p>総合評価</p> <p>B</p> <p>平均点</p> <p>3.1</p>

※4点満点

評価結果の割合



※端数処理のため、評価結果(A~D)の割合の合計が100%にならない場合があります。

項目別評価結果

